

宜野湾市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

平成 27 年 12 月 10 日

市 長 決 裁

1. 特定個人情報の保護に関する考え方

宜野湾市（以下「市」という。）では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年宜野湾市条例第32号。以下「個人番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じるとともに、宜野湾市個人情報保護条例（平成13年宜野湾市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）に従い、適正に特定個人情報を取り扱う。

2. 特定個人情報の保護方針

個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

（法令順守）

① 特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 個人情報保護条例
- ・ 個人番号利用条例
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）
- ・ 情報セキュリティポリシー（平成18年1月1日制定）
（宜野湾市情報セキュリティ基本方針）
（宜野湾市情報セキュリティ対策基準）

（安全管理措置）

② 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

③ 特定個人情報は、番号法及び個人番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ

め本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

- ④ 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。再々委託先以降も同様とする。）において、番号法に基づき市自らが果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- ⑤ 宜野湾市保有特定個人情報の管理に関する規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問合せ先

総務部 総務課（個人情報保護担当）

総務部 IT推進室（社会保障・税番号制度担当）